

令和5年度 第3回大津市バリアフリー推進協議会 議事録

日時：令和6年2月9日（金）14時00分～

場所：大津市役所 新館2階 災害対策本部室

1 開会

2 あいさつ（座長）

本協議会では、高齢者や障害をお持ちの方をはじめとして、移動に支障を感じる方々が安全、かつ制約なく市民生活を送ることができるよう、関係の機関が相互に連携しながら、平成23年3月に策定されました「大津市バリアフリー基本構想」に基づき、事業の進捗を図っております。

本日の協議会では、令和7年度の始期を目標とする、次期大津市バリアフリー推進方針及び基本構想につきまして、前回の協議会でご議論いただきました内容、それから皆様にご参加いただいたまち歩き、さらに利用者団体や交通事業者様にご協力いただいたヒアリングの結果を踏まえまして、大津市全域のバリアフリーの方針について事務局から報告をいただいた後、皆様からご意見をいただければ、と思っております。

それぞれのお立場から、地域におけるバリアフリーをめぐる課題について共有していただき、本協議会として総括しながら、協議を深め、課題解決に向けた提案ができればと思っております。

委員の皆様方におかれましては、本日の会議が実りの多いものとなりますよう、積極的にご発言いただきますとともに、円滑な進行にご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

3 議題

【議題（1）バリアフリー化の進め方（移動等円滑化方針と基本構想）について】

【議題（2）まち歩きの実施結果について】

【議題（3）関係団体ヒアリングの実施結果について】

【議題（4）本市におけるバリアフリー化の課題について】

座長：議題（1）から（4）について、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 議題(1)から(4)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員 : 資料4ページのバリアフリー化の課題として、「あらゆる障害者への対応」を掲げていただきありがたいと思う。視覚障害者の方、聴覚障害者の方及び車いすを使われる方など、いろいろな問題を持っていることは確かであり、きめ細かい対応を願いたい。

道路のバリアフリー化のうち、交差点における事故防止の音響信号については、最近の技術開発により、音響信号に代わるようなものも出てきているので、そういった最新技術の導入もお願いしたい。

また、利用者(1日あたりの平均乗降客数)が3000人以下の駅が、旧志賀町の地域に多くある。特に、小野駅以北の過疎化では、人口が少ないことが、バリアフリー化が進まない要因ではあると思うが、行政関係施設である支所やいろいろな施設があるところは、特別のご配慮をお願いしたい。

事務局 : 今回の協議会では、まず促進地区の設定についてご議論いただき、次回以降の協議会で、各施設管理者とどういった事業が実現できるのかを詰めていく予定である。信号であれば警察関係、鉄道駅であれば鉄道事業者とどのような事業ができるのかを調整し、計画に反映させていきたい。

座長 : 今回バリアフリー化の課題についてまとめているが、これは後々計画を作ったときに、課題の説明の前に、まえがきや大津市の現状をまとめる部分にその内容が入るという理解でよろしいか。

事務局 : そのとおりである。

座長 : 今いただいた意見の内容や現状について計画に盛り込んでもらいたい。

事務局 : 会議の結果については議事録として残し、また、反映すべきことについては今後検討していく。

委員 : 高齢者で車を運転する方もまだ多く、国道に自転車通行用の青い印があり、自転車が通るときは気をつけて運転をしているが、すごく狭いところもある。特に旧志賀町のところは本当に危ないと思うことが多いという声も聞いている。高齢者は慎重な運転をしているが、事故が起きた場合に、高齢を理由

とされてしまう。そのため、運転をやめてしまう人もいるが、行動範囲が狭まり、認知症に繋がる場合もあるので、免許を取り上げる方向にばかりではなく、自信を持って運転ができるような方向で指導してもらうことも1つのバリアフリーに関わるのではないかと思う。

事務局：青矢羽根といわれる自転車を通るラインですが、滋賀県のほうで推進されている。高齢者が危ないというご意見については我々から滋賀県に伝えていくが、高齢者の方が安心して暮らせるまちというのはまさしくバリアフリーの目的であり、バリアフリーを推進することによって安心して外出していただけるようなまちづくりを目指してこの計画を策定していく。

座長：私はこの協議会とは別に、自転車の計画に関わっていますが、自転車を通ることを示したラインを設置したらそれで終わり、というものでもない。自転車は自転車で通行できる空間を作って、車は車で通行できる空間を作って、すぐには無理でも将来的には整備をしていかななくてはいけない。バリアフリーというと歩行者の話がどうしても中心になってしまうが、車で移動することも含めて、広い意味でバリアフリーとして考えられるのではないかと思う。

委員：まち歩きで、バス停の乗降場所に段差がある、とご意見があったが、障害をお持ちの団体からこの話をよく聞くことがある。縁石が歩道と車道を分離しており、安全に対して一定の役割を果たしているということ、当然、私も理解をしているのだが、一方で、その段差が障害になっているというご意見に対して、なかなかお答えがしにくい。この意見に対して、行政として、今後の対策があるのか。

事務局：バス停の乗降場の段差がどうあるべきかについては、バリアフリーの基準や道路管理者等と協議を行い、こういった形が望ましいか、今後検討していきたい。

委員：私がいつも使っている近所のバス停では、縁石と道路の段差の部分を滑らかなスロープにしている。障害をお持ちの方だけではなくて、ご高齢の方もバスを降りられたときに非常に危険な部分なので、個別の対策を取っているところもあるかと思うが、バリアフリー化を検討する時に、具体的にどうしたらよいかを例示するなどのご検討いただきたい。

座長：歩道と車道の高さが違う道路や同じ道路もあり、歩道の幅も違ったりするので、全部のバス停を同じようにはできないので、多様なケースの事例を集めて皆さんで共有すると、いいバス停ができるのではないかと。

【議題（５）市全域のバリアフリー化の方針（基本理念と基本方針）について】

座長　：議題（５）の説明をお願いします。

（資料に基づき、事務局から説明）

座長　：議題（５）について、意見や質問等ありますか。

（質疑）

委員　：各施設のバリアフリー化については、障害福祉課を中心にして主な設備のバリアフリーの点検は進んでいると思う。
一方、商店等におけるバリアフリー化の状況はどう考えるかということをお聞きしたい。
商店等のバリアフリー化を進めるには、商店の方の理解と支援が必要であり、そういう面で、行政による指導や支援など何か考えがあるか。

事務局：本日の参考資料には、移動等円滑化促進地区内でどういったところが高齢者、障害をお持ちの方が、よく利用される施設か、また、それらの施設を結ぶ動線は、どういった経路になるか、ということを示した地図を付けている。この経路には、商店街が含まれているものがあるので、そういったところを中心に、施設管理者と協議・調整を進め、具体的に何ができるか、面的、一体的に事業化ができるのかというところを探っていった上で、バリアフリー化を推進していきたい。
次回以降の協議会では、具体的に事業化が可能な地区を重点整備地区に選定していく内容の検討に入るので、今後、もう少し具体の話をさせていただけると思う。

座長　：移動経路におけるバリアフリーの課題は、例えば、経路上に点字ブロックが設置されているかどうか、段差があるかないかという、経路上を移動することに関して「通行しやすい」という視点と、移動経路から沿道の商店等の施設への移動することに関して「アクセスしやすい」という視点と、違った側面があると思う。
対象経路について、何を事業の対象にするか、により沿道の商店等の施設管理者にご参加いただくという、視点の整理もいるのではないか。
今後、具体的な事業内容の検討をする際には、皆様から様々なご意見をいただきたい。

【議題（６）移動等円滑化促進地区の選定について】

座長　：議題（６）の説明をお願いします。

（資料に基づき、事務局から説明）

座長　：議題（６）について、意見や質問等ありますか。

（質疑）

委員　：湖西線における移動等円滑化促進地区について、利用者（１日あたりの平均乗降客数）が、３０００人近くいる和邇駅と比良駅が指定されていない。和邇駅と比良駅がないのはどういった理由からか。

事務局：事務局としては、駅舎の中で上下移動のバリアフリー化ができていないというのは非常に大きな課題であると重く受け止めており、その部分の項目の配点を高くしているためである。

委員　：エレベーターがあるかないかということか。

事務局：そのとおりである。

座長　：今回このような形で点数をつけて移動等円滑化促進地区を選んでいるが、最終的に作成した計画を市民に公開する際には、このような過程で、こういう理由でこの地区を選んだということも含めて公開されるということによいか。

事務局：その予定である。

委員　：ＪＲ駅を中心に協議をしていただきました。
あと残るところは京阪電車のところだろうと思っている。京阪電車のスロープがない駅については今後どうしていくのか、その辺を確認したい。

事務局：今回、移動等円滑化促進地区に選ばれた京阪の駅は、京阪大津京駅、びわこ浜大津駅、京阪膳所駅、京阪石山駅で、今いただいた質問の趣旨は、それ以外の駅はバリアフリー化を促進しないのか、ということであるが、事務局としては、移動等円滑化促進地区、重点整備地区に選ばれない地域においても、地域の要望や必要に応じて個別のバリアフリー化は促進していく考えである。

用地の制約や費用面での課題など、施設管理者にも都合等があるものの、今回の地区に選ばれていないから、バリアフリー化をしないということではない。

座長 : 移動等円滑化促進地区は一体的なバリアフリー整備を行い、それ以外のところは一体的、面的ではないが、個別にそれぞれでバリアフリー化を進めていくということである。

資料7ページの表、基本方針②の取組案、「維持管理・更新に合わせたバリアフリー整備」は、今すぐはなかなかできないが、大規模な更新のときに実施するという位置づけになる。

そういう意味では、今回のタイミングで移動等円滑化促進地区に選定されるかどうかは別として、どの駅がバリアフリーになっていて、どの駅がなっていないという情報は、把握しておき、重点整備地区でなくても、大規模な更新を実施する際にはバリアフリー化する、という理解でいいのではないかと思う。

事務局 : 先ほど申し上げた重点整備地区に選ばれない地域においてもバリアフリー化を促進していくことについて、市はバリアフリーの推進はするが、実際のバリアフリー整備は、施設管理者の判断で実施することになる。その点については、誤解のないようにお願いしたい。

座長 : 今回は、移動等円滑化促進地区を決めるということであるが、具体的な生活関連施設や生活関連経路は、地区が決まった上で議論していく、そういう理解でよろしいか。

事務局 : あくまでも今回示したものは案であり、意見があれば会議が終わってからでもいただきたい。

基本は今回提示した移動等円滑化促進地区に基づき、次回、重点整備地区について議論していただきたい。

【議題（7）今後のスケジュール（案）について】

座長 : 議題（7）の説明をお願いします。

（資料に基づき、事務局から説明）

座長 : 議題（7）について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員 : 資料13ページの今後のスケジュール(案)で、今年の10月頃にパブリックコメントを実施するとあるが、どういった方法で実施するのか。

事務局 : 市のホームページで掲載し、意見をいただくことになる。

座長 : 今年度の協議会は、今回が最後である。
次回の協議会は、5月ごろを予定しており、移動等円滑化促進地区の決定と重点整備地区の選定に関する協議を行う予定である。

4 その他

座長 : その他ということで、他に委員から何かご質問やご意見はありますか。

(特になし)

座長 : ないようなので、本日の議事はこれで終了とします。

5 閉会

以上